

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 32 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																				
1	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 監査委員事務局</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第 3 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="3">合議事項</th><th colspan="2">合議区分</th></tr><tr><th colspan="2">本 庁</th></tr><tr><th>会計管理者</th><th><u>出納局指導 審査担当課 長である出 納員</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>管理主幹 等である 出納員</td><td></td></tr></tbody></table>	合議事項	合議区分		本 庁		会計管理者	<u>出納局指導 審査担当課 長である出 納員</u>	[略]	管理主幹 等である 出納員		<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 監査委員事務局組織に関する規程（平成 7 年岩手県 監査委員訓令第 1 号）第 2 条に規定する監査第一課</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第 3 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="3">合議事項</th><th colspan="2">合議区分</th></tr><tr><th colspan="2">本 庁</th></tr><tr><th>会計管理者</th><th><u>出納局指導 審査課長で ある出納員</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>管理主幹 等である 出納員</td><td></td></tr></tbody></table>	合議事項	合議区分		本 庁		会計管理者	<u>出納局指導 審査課長で ある出納員</u>	[略]	管理主幹 等である 出納員	
合議事項	合議区分																					
	本 庁																					
	会計管理者	<u>出納局指導 審査担当課 長である出 納員</u>																				
[略]	管理主幹 等である 出納員																					
合議事項	合議区分																					
	本 庁																					
	会計管理者	<u>出納局指導 審査課長で ある出納員</u>																				
[略]	管理主幹 等である 出納員																					
	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出納局指導審査担当課長</u>である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(広域振興局等の長である歳入徴収担当者等の備付帳簿)</p> <p>第 33 条 次の各号に掲げる歳入徴収担当者は、当該各号に定める帳簿を備えて所要の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 岩手県立学校設置条例（昭和 32 年岩手県条例第 11 号）<u>第 1 条</u>に規定する県立の高等学校の長及び<u>岩手県教育委員会行政組織規則第 8 条</u>に規定する盛岡教育事務所<u>の長</u>である歳入徴収担当者 授業料（寄宿舎料、<u>保育料</u>）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出納局指導審査課長</u>である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(広域振興局等の長である歳入徴収担当者等の備付帳簿)</p> <p>第 33 条 次の各号に掲げる歳入徴収担当者は、当該各号に定める帳簿を備えて所要の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 岩手県立学校設置条例（昭和 32 年岩手県条例第 11 号）<u>第 2 条</u>に規定する県立の高等学校の長である歳入徴収担当者 授業料（寄宿舎料）<u>収納状況管理簿（様式第 35 号の 2）</u></p>																				

収納状況管理簿（様式第35号の2）

（違約金）

第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。

2 [略]

（担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等）

第122条 [略]

2 [略]

3 振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。

4 [略]

（検収）

第186条 [略]

2 [略]

様式第35号の2（第33条関係）

授業料（寄宿舎料、保育料）収納状況管理簿

[略]

[略]

様式第58号（第61条—第64条、第141条、第149条、第151条、第167条関係）

（表）

[略]

（裏）

[略]	<p>代理人受領について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 代理人が受領するときは、代理人は、表面受領欄に年月日、代理人であることの文言並びに<u>代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印を押してください</u></p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（違約金）

第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.6パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。

2 [略]

（担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等）

第122条 [略]

2 [略]

3 振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。

4 [略]

（検収）

第186条 [略]

2 契約担当者は、契約の相手方から物品の納入を受けたときは、納品書又は引渡書を徴さなければならない。ただし、出納局長が別に定める物品については、この限りでない。

3 [略]

様式第35号の2（第33条関係）

授業料（寄宿舎料）収納状況管理簿

[略]

[略]

様式第58号（第61条—第64条、第141条、第149条、第151条、第167条関係）

（表）

[略]

（裏）

[略]	<p>代理人受領について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 代理人が受領するときは、代理人は、表面受領欄に年月日、代理人であることの文言及び氏名を記載し、代理人の印を押してください。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

	[略]	。	[略]	[略]	[略]
	[略]			[略]	
2	(口座振替払) 第65条 会計管理者は、指定金融機関又は次条に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者からの申出により口座振替の方法により支払をしようとするときは、指定金融機関に対し資金の交付を行い、債権者に対しては、 <u>口座振替案内票（様式第60号）</u> により口座振替手続済の案内をしなければならない。 <u>ただし、出納局長が別に定めるものについては、この限りでない。</u>			(口座振替払) 第65条 会計管理者は、指定金融機関又は次条に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者からの申出により口座振替の方法により支払をしようとするときは、指定金融機関に対し資金の交付を行い、債権者に対し <u>当該預金口座に係る預金通帳に課又は公所の名称を印字することにより</u> 口座振替手続済の案内をしなければならない。 2 会計管理者は、前項の案内をした場合においても、 <u>債権者に対し、必要に応じ、口座振替案内票（様式第60号）により口座振替手続済の案内をすることができる。</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の会計規則（以下「改正後の規則」という。）様式第 35 号の 2 は、平成 21 年度以後の備付帳簿について適用し、平成 20 年度までの備付帳簿については、なお従前の例による。

3 改正後の規則様式第 58 号は、この規則の施行の日以後に交付する通知票等について適用し、同日前に交付した通知票等については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の会計規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。